

(公 印 省 略)

教 委 特 第 3 5 0 3 号
教 委 義 第 2 2 7 3 号
教 委 高 第 3 0 9 1 号
平 成 2 9 年 3 月 2 2 日

各市町村教育委員会教育長
各 教 育 事 務 所 長
各 県 立 学 校 長 殿

大分県教育庁特別支援教育課長
大分県教育庁義務教育課長
大分県教育庁高校教育課長

障がいのある幼児児童生徒に対する早期・継続支援について

向春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本県の特別支援教育推進に向け格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、平成 28 年度合理的配慮推進事業（文部科学省委託：発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業）に係る「継続支援研究地域運営協議会」により、医療・福祉・学識経験者及び教育関係者（保育所、幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校の代表者）を交えて協議・研究して参り、以下のようにその成果をまとめました。

つきましては、各教育機関におかれましては、貴所属の関係職員に周知いただくとともに、下記の内容を推進するようお願いいたします。

記

第 1 研究協議の前提

I 障がいのある幼児児童生徒の定義

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものである。

法が対象とする障がい者は、診断書や障害者手帳等の有無は判断基準ではない。

難病に起因する障がいは心身の機能の障がいに含まれ、高次脳機能障害は精神障がいに含まれる。

（障害者基本法第 2 条第 1 号より）

II 合理的配慮とその提供が必要な場面

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 7 条より）

意思の表明が困難な障害者、家族介助等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

（障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針：閣議決定より）

教育の分野においては、教育基本法第 4 条第 2 項の規定も踏まえつつ、意思の表明の有無や当該事項を合理的配慮と呼ぶか呼ばないかではなく、その障害のある子どもが十分な教育を受けられるかどうかの視点から判断していくことが重要である。（平成 28 年度文部科学省合理的配慮普及推進セミナーより）

第2 研究協議の成果

I 障がいのある幼児児童生徒に対する早期・継続支援が目指すもの

障害者の権利に関する条約の批准により、『障がい』とは社会モデルによるものであり、WHOが採択したICF（国際生活機能分類）では、『心身機能』『身体構造』によって『活動制限』『参加制約』が生じている状態に加えて、影響を及ぼしている『環境因子』とのダイナミックな相互作用と考えられている。つまり、『障がい』は本人の健康の状態等のみではなく、学校や地域社会の環境が影響しているものであると規程された。

そこで、誕生してからいつでも「相談支援ファイル」を通じて様々な支援を要請できる仕組みをつくり、保健・福祉部局（就学前）と小中・高等学校（就学時）を経て、本人が障がい特性を自覚し、自ら合理的配慮を要請できる能力を育成する責務が教育機関にある。

II 小中学校等で合理的配慮の提供を普及するために

1 教員が幼児児童生徒の障がいの状態をアセスメントする能力をサポートする方法

(1) 障がいをアセスメントする視点について

ICF「活動・参加」の状態については、学校生活だけではなく家庭・地域と連携して、生活全般を評価することが重要である。「活動・参加」を評価するためには、子どもの姿を「行動」レベルで検討することが有効である。

例えば、子どもの困りの場面は「どのような状況で、どのようなきっかけで」「どんな反応で」現れるかを把握し、その結果、「周囲の人や環境はどのように対応して、変化したか」または「その行動によって何を得ているのか、何から逃れているのか」を評価することが考えられる。

つまり、その行動が子どもにとって、どのような意味や価値を有するのかについては、支援者が、常に考え続けなければならないことである。

(2) 校内体制の整備

各保育所・園長及び各学校長は、特別支援教育に詳しい教員が校内に少数しか在籍していない場合もあるため、その教員が活動しやすい校内体制により、その専門性を校内に反映できる工夫を行うことが必要である。

(3) 医療・保健・福祉機関と教育の役割分担

各保育所・園及び各学校の専門性をサポートするために、医療・保健・福祉機関の機能を活用することが考えられる。

例えば、5歳児健診を通じた保健師や医師と学校が情報共有できる場や、家庭児童相談員など福祉機関の相談員と学校が情報共有できる場を設定することで、子どもの生活全般の状況を考慮することが可能になり、アセスメントの客観性や妥当性が向上することが期待できる。

2 合理的配慮を提供するために整備する環境

(1) 障がいのある幼児児童生徒に早期・継続支援する際の留意点

保護者、本人と学校が対話しながら協議する場を継続的に設定し、保護者・本人の願い（意味、価値）を考慮することで、実現には時間を要すると思われることも、現状で実施可能な合理的配慮を提供することができる。

(2) 継続的、対話的に協議できる場の設定（別紙1参考）

早期から継続的、対話的に協議することが必要である。これは、いつでも「仮の合理的配慮」であることを念頭におき、本人の状態と本人が生活する環境との相互作用により、必要な配慮の内容（妥当性）も変化するものであるという意識を持ち続けることを意図している。

各会議は学校が主催することが望ましいが、学校が行いにくい場合には保健・福祉担当部局が主催することも考えられる。

3 合理的配慮の提供を普及するためのポイント

- (1) 保育所・幼稚園（認定こども園含む）、小中学校の特別支援学級及び通常の学級（通級による指導の対象者を含む）及び高等学校に在籍する障がいのある幼児児童生徒に対して、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成する。（*別紙2参考）
- (2) 個別の教育支援計画・個別の指導計画を保育所、幼稚園（認定こども園含む）、小中学校、高等学校間で引き継ぐシステムを、各市町村特別支援連携協議会等を通じて検討・実施する。
- (3) 各保育所・園（認定こども園含む）長及び各学校長は、専門性のある教職員が活動しやすい校内環境を整備する。

*別紙2の詳細な内容や「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」様式は、大分県教育委員会ホームページ(<http://kyouiku.oita-ed.jp/tokusi/2016/03/icf.html>)からダウンロードできます。

Ⅲ 生涯にわたる合理的配慮を可能な仕組みにするために

1 高等学校入学者選抜における合理的配慮について

- (1) 中学校における保護者・教員への合理的配慮の理解啓発
 - ①当該生徒の困難を把握し（当該生徒が認識していない場合も含む）、必要な配慮について、早期から保護者、教員などが情報を共有していくことが必要である。
 - ②合理的配慮の申請による不利益が生じないことを、保護者へ周知する必要がある。
 - ③合理的配慮を申請しても、申請した内容が全て提供されとは限らず、代替方法による提供となったり、提供までに時間がかかったりする場合もあることを、保護者へ周知しておくことが必要である。
- (2) 高等学校入学者選抜までに中学校が行うこと。
 - ①高等学校の体験入学への参加を促す。
 - ②高等学校入学者選抜時の合理的配慮の提供に関する情報（手続き等）を早期に伝えておく。
 - ③進路指導において、高等学校入学者選抜時や高等学校入学後に、どのような合理的配慮が必要かを相談しておく。
- (3) 高等学校入学者選抜において、高等学校が行う受験上の配慮
 - ①受験上の配慮が必要な生徒について、中学校長からの連絡を受けた後、必要な配慮の内容について、中学校長等と協議を行う。

2 高等学校における合理的配慮について

県内の県立高等学校では、入学後から合理的配慮の検討を開始する場合の「合理的配慮提供手順マニュアル」を作成し、提供可能な合理的配慮を各高等学校のホームページに公開している。（別紙3参考）

ここでは、高等学校入学前から検討を開始する場合の手順例を示した。

(1) 幼稚園、小・中学校段階で行うこと

- ①各園、学校入学以前からの情報共有に伴う合理的配慮の継続、入学した学校に応じた合理的配慮への移行を適切に行う。
- ②中学校の段階で提供した合理的配慮の内容について、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成しておく。保護者が「相談支援ファイル」を所有している場合は、保護者の了解を得て参考にすることができる。
- ③高等学校へ、②の記載内容をもとに、以下の事項について情報提供を行う。
 - ア、中学校の担任や授業担当者が把握している障がいに関すること。
 - イ、特別支援学級や通級による指導の経験の有無と、その指導内容に関すること。
 - ウ、学習支援の状況や他の生徒との人間関係など、登校へのモチベーションを向上させる方法に関すること。

(2) 高等学校で行うこと

- ①合格者説明会で、合理的配慮の提供について説明する。
- ②中学校へ、合理的配慮が必要な生徒に関する情報を求める。
- ③必要に応じて、入学前に保護者、生徒と面談し、意向を確認する。
- ④入学後速やかに、合理的配慮が提供できるよう、校内の体制を整えておく。
(特別支援学校の特別支援教育コーディネーターへの協力依頼については、3月中に行うことが望ましい。)

3 就学前から、就労後まで支援を継続するために

(1) 継続した支援となるための課題

- ①対象の子どものライフイベント毎に支援者は変化する可能性があるため、主となる支援機関が次の支援機関へ対象者を繋ぎ、情報提供する必要がある。
- ②保健分野、福祉分野、教育分野の窓口が各市町村毎に異なるため、保護者にとって相談窓口が分かりにくい実態がある。
- ③個別に必要な合理的配慮を明確化するとともに、個人カルテ等を整備して情報を確実に伝達する必要がある。
- ④相談支援ファイルや「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の活用マニュアルの整備が必要である。(手順・方法・保護者への配慮・説明・同意書・継続支援のための様式等)
- ⑤教員が保護者へフィードバックする内容や方法について、校内や関係機関の専門家に相談できる体制を整備する必要がある。

(2) 就学前のサポート

- ①医療・保健・福祉機関との連携(別紙4参考)
5歳児健診等を通じて、就学前からの相談支援ファイルを紹介できると、継続的な支援体制を整えることが期待できる。
- ②相談支援ファイルを作成する利点
ア、他機関と情報を共有するためのツールとして活用できる。
イ、細かな部分までの正確な情報の引き継ぎができる。
ウ、医療・保健・福祉機関等との連携状況の引き継ぎができる。

(3) 小・中学校、高等学校でのサポート

- ①相談支援ファイルと保育計画書、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の関係
ア、相談支援ファイルに、保育所で作成した保育計画書や、各保育所・園・学校で作成した「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の写しをファイルする。
イ、「相談支援ファイル」は保護者が所有するものであるが、地域の実情に応じてネットワークの中心となる機関で保管することも考えられる。
(例) 保護者の承諾を得て、在学中は学校が保管し、卒業後に保護者に返却するようにすることで、「相談支援ファイル」の記入を教員が引き継ぐことで保護者負担を軽減し、「相談支援ファイル」に添付する「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の更新が容易になる。
ウ、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」は子どもが所属する学校が作成・管理するものであるが、保護者の了解を得て、進学先に写しを送付することができると効果的である。

(4) 学校卒業後のサポート

- ①相談支援ファイルの活用場面の確認
ア、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校と進学していく際に情報連携と行動連携をする。(マニュアル化・システム化)
イ、本人の得意・不得意を早い段階でつかんでいることで、円滑な就労支援が期待できる。
ウ、各種年金等の福祉サービス受給の際の根拠資料として活用できる。
- ②各種相談機関について
「障害による差別の解消の推進に関する法律」に係る関係部局から対象者や民間事業者へ制度の周知、理解が必要である。

【参考資料】

【合理的配慮（reasonable accommodation：理にかなった変更・調整）の基本的な考え方】

平成 28 年度合理的配慮普及推進セミナー（文部科学省）

本人・保護者の意思の表明を受けて、合意形成を図りつつ、合理的配慮の検討・決定するものであり、検討の結果、理にかなっていないければ、本人・保護者からの要望のあった内容について、提供できない場合もある。

引き続き、十分な情報提供を行うとともに、その子どもに十分な教育を提供する視点から、代替の合理的配慮等について、合意形成を図っていくことが重要

〈検討事項例〉

- ・何のために、その合理的配慮を提供するのか？
- ・必要とされる合理的配慮は何か？
- ・何を優先して提供する必要があるか？
- ・体制面、財政面から均衡を失した、又は過度の負担になっていないか？
- ・教育の目的・内容・機能の本質的な変更となっていないか？
- ・その合理的配慮の内容が、法令違反になっていないか？

【合理的配慮の提供に当たっての、均衡を失した又は過度の負担について】

○共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。

○文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

〈参考：過重な負担の基本的な考え方〉

- ① 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ② 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

【入学試験等における合理的配慮について】

○特別支援教育の推進（通知）19 文科初第 125 号平成 19 年 4 月 1 日初等中等教育局長通知

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

○共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

高等学校については、入学者選抜が行われており、障害の状態等に応じて適切な評価が可能となるよう、学力検査の実施に際して、一層の配慮を行うとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化を図ることが必要である。

本件問合せ先

大分県教育庁特別支援教育課 指導班 指導主事 舟越 宣之 TEL：097-506-5537（直通） FAX：097-506-1795 Mail:funakoshi-yoshiyuki@oen.ed.jp
